

無御座候。其外御國許にて御仕置方の儀も、瀧川播磨殿・石河庄九郎殿を以御尋有之、中々急速御請難被仰上可有之候條、緩々御料簡候て可被仰上の旨被仰出候。御家老竹腰志摩守も、松平右京大夫殿宅へ御招、御尋の事共候所、竹腰埒明不申候て、成瀬隼人正御國許へ呼に參候由に御座候。上様御傳來の御旗には、御封印を以御旗奉行へ御預けの旨に候由、右三人の衆御申聞候。先頃以來の被成方とは違、御請も差次に無之、面白からぬ事と右申聞候旨、有増承知の趣申上候。以上。五月廿八日強四郎

一、駿臺雜話の儀室鳩巢來狀

先生閏月二十九日御手書の内

尾州公の事被仰下候趣、當地にても色々及沙汰候。頃日の沙汰は散々に不宜候。瀧川・石河兩人、毎度彼御邸へ被遣候儀は成程其通に候。何の御用に候や、御穩密にて知申者は無之候。御異見の由申聞候。旗の事竹腰を右京大夫殿宅へ被呼候事、成瀬を召に參候事は承不申候。是は可爲虚説か。内々申進候假名書物の物、大形脱稿候得共、書立申事難成是にこまり候。紙數二百葉程有之候。小冊五卷に可仕存候。駿臺雜話と名付置申、淨書は筆耕に成とも可申付

と存候へども、兎角わけ見え申様に、私自身に下書不致候では成不申候。手叶不申候故、下書にこまり候。只今下書仕置候は追々書込、らつしも無之候故、他人見候ては一つも埒明申まじく候。此書をかきし仕立に候物に候。狂言綺語を佛縁に仕候事、釋氏に申事にて候。此書もちと其氣味有之候。何とぞそろ／＼仕立候て、其許へも進申度候。

拙者儀只今孟子・近思錄を講じ、其間に通鑑の會をいたし候。何とぞ餘命の内、來學の人を引立度存するばかりにて候。責て存命の甲斐と存候。就其先日孟子を開講の節、不圖存付申儀有之候間、諸生へ申聞候所、何れも氣付不申由申候。其儀は大義に係り申事にては無之候。梁惠王利吾國の下集注に、王所謂利者富國強兵之謂と有之候。勿論富國強兵は、世主すべて國利とする事にて候故、如此注を被成と存候て罷在候所、此度よく見候へば、此注たゞにては無之と存候。則惠王の被申所に付候て、如此注せらるゝと存候。第一章はたゞ利吾國と被申、利の事は何とも知れ不申候。第二章に至り、寡人之民不加多。鄰國之民不加少何

也。と被申に付候へば、是は國の富庶を第一に被致候。末の章に至り、晋國天下莫強焉。及寡人之身度々敗軍、何とぞ

勝利を得ん事を被問候へば、是は強兵にて候。然れば首章の利と被申は、惠王の心此二事を心當候て被申事明白に候故、朱子利吾國の所に、王所謂利吾國者富國強兵の謂と注せられ候事、無疑と存候。少の儀ながら、朱注むなしく語を下し候事無之と存候。又末の總注に大史公が言を引て、余讀孟子至梁惠王曰何以利吾國と有之候。此所を門人の中不審いたし候者有之候。惠王利吾國と申は、孟子の首章に御座候處、至の字不審に存候。是も輕儀ながら不圖とはれ候て、申分けいたしがたく候。暫く思案いたし返答に及申候。忽て至字界限に付て申と、道理の淺深に付て申と可有之候。凡是迄に至てなど、申時は、界限の言葉にて候。それは此所などの至字には通じ不申候。此所の至の字は、申さば道理の淺深に付て申候。孟子を讀候に王霸を論じ、又は時君の虐政を被戒候事多端にして、可嗟嘆事いろ／＼有之候得共、外はいまだそれほどにも覺えず、惠王の此問に至ては廢書して大息するといふ意也。利のあしき事

をつよくいはん爲の言葉也。是にて諸生疑を解申躰にて候。是迄先生御書中

一、黒田豊前守老中被仰付事
享保十七年七月、西丸御老中安藤對馬守殿爲代、寺社奉行黒田豊前守殿五千石御加増、三萬石に被成御附被遊候。此人自常憲院様御代段々御取立、其出身は柳澤出羽守殿全盛の時分、元祿年中出羽守殿神田邸内長屋に住居にて、上より二十人扶持にて被罷在候。筑前州の黒田家にては無之候。御奏者より去年寺社御奉行に被仰付候節、五千石御加増にて二萬五千石、常州下館居城、今年六十餘歳の人也。學問有之人に候。

一、駿臺雜話清書の儀室鳩巢より小寺遊路宛狀

小寺兄へ先生御狀
假名書の物の事、委細被仰下候趣承知、一通り被染筆可被下旨忝奉存候。此書去年秋頃より筆を起し、漸く近頃首尾仕候得共、紙面うつしも無之書込置候故、當夏より草稿いたし置候所、筆叶不申候故はか取不申候て、二三日以前に下書仕舞申候。跡より見候へば、落字又は誤も多有之候故、一遍吟味可仕と存候。此書の事書肆の者、私何にてもかな